

社会福祉法人 南山城学園
介護老人保健施設 煌（きらめき）
介護保健施設サービス（入所）に関する
重要事項説明書
(2025 年 2 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 煌
- ・開設年月日 2005 年 10 月 1 日
- ・所在地 〒610-0112 京都府城陽市長池五社ヶ谷 1 4 - 1
- ・電話番号 0774-54-7211 ・ F A X 番号 0774-54-2115
- ・管理者名 都留 常央
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（ 2652880028 号 ）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 煌の運営方針]

- ① 法の基本理念に基づき、高齢者の人間性を尊重し、公平、平等の理念の下、高齢者の自立を支援し、その家庭への復帰を目指す。
- ② 法及びその他関係法令を遵守し、地域、関係団体、諸機関及び家庭等との連携を重視するとともにボランティアを積極的に受け入れ、その組織作りに努める。
- ③ 施設療養は、職員によって提供し、職員以外の者に代替させない。

(3) 施設の職員体制

職種	員数	夜 間	業務内容
・ 管理者	常勤兼務 1 名		
・ 医師（管理者兼務）	常勤兼務 2 人以上		医学的評価・日常診療・利用者、職員の健康管理・協力病院との連携
・ 看護職員	10 人以上	1	生活障害評価・介護サービス計画
・ 介護職員	34 人以上	5	の作成・看護、介護等
・ 薬剤師	非常勤専従 1 人以上		調剤・服薬指導
・ 支援相談員	常勤専従 1 人以上		家族、関係機関との連携、調整（退所の生活支援を含む）・苦情処理・市町 村の連携・ボランティアの指導など
・ 作業療法士 ・ 理学療法士 ・ 言語聴覚士	常勤兼務 1 人以上		リハビリテーション 家族への指導、相談
・ 管理栄養士	常勤兼務 1 人以上		献立の作成・栄養管理、指導
・ 介護支援専門員	常勤専従 1 人以上		施設サービス計画の作成・家族、関係機関との連携、調整（退所後の生活支援を含む）・苦情処理・市町村との連携・ボランティアの指導など

(4) 入所定員等

定 員 1 ユニット10名 ユニット数 10 合計100名
療養室（全室個室）100室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食事（食事は原則としてユニット内食卓でおとりいただきます。）

朝食 8時00分～ 9時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～19時00分

③ 入浴サービス

一般浴槽・個別浴槽のほか、必要である利用者の方には特殊機械浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。（*ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

④ 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

⑤ 介護（退所時の支援も行います。）

⑥ 口腔ケア

⑦ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑧ 相談援助サービス

⑨ 理美容サービス（原則月 1 回以上実施します。）＊業者との個人契約となります

⑩ 行政手続代行

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

＊当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 各保険証類について

当施設入所中は、原則、利用者の各保険証類（介護保険被保険者証・各健康保険被保険者証・老人医療受給者証・老人健康手帳等）はお預かりさせていただきます。ただし、当施設入所中も各保険証類が必要な方に対してはコピーを 1 部とらせて頂き、コピーをお預かりさせていただきます。

4. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰って頂ける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

5. 介護保険サービス費（ご利用者負担分）のご案内

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた金額（自己負担分）をお支払いいただきます。

①ユニット型介護保健施設サービス費

項 目	区 分	サービス 利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
ユニット型 介護保健施設 サ ー ビ ス 費 (Ⅰ)	要介護 1	8997 円／日	900 円／日	1800 円／日	2700 円／日
	要介護 2	9777 円／日	978 円／日	1956 円／日	2934 円／日
	要介護 3	10455 円／日	1046 円／日	2091 円／日	3137 円／日
	要介護 4	11061 円／日	1107 円／日	2213 円／日	3319 円／日
	要介護 5	11605 円／日	1161 円／日	2321 円／日	3482 円／日

②各種加算について

項 目	サービス 利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
初期加算（Ⅰ）	616 円／日	62 円／日	124 円／日	185 円／日
初期加算（Ⅱ）	308 円／日	31 円／日	62 円／日	93 円／日
自立支援促進加算	3081 円／月	309 円／月	617 円／月	925 円／日
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1027 円／月	103 円／月	206 円／月	309 円／月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	103 円／月	11 円／月	21 円／月	31 円／月
外泊時費用	3718 円／日 ×外泊算定 日数	372 円／日	744 円／日	1116 円／日
外泊時、在宅サービスを利用した ときの費用（②-2）	8216 円／日 ×外泊算定 日数	822 円／日	1644 円／日	2465 円／日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	524 円／日	53 円／日	105 円／日	158 円／日
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	411 円／月	42 円／月	83 円／月	124 円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	31 円／月	4 円／月	7 円／月	10 円／月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	134 円／月	14 円／月	27 円／月	41 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	103 円／月	11 円／月	21 円／月	31 円／月
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	51 円／月	6 円／月	11 円／月	16 円／月
新興感染症等施設療養費	2465 円／日	247 円／日	493 円／日	740 円／日
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	4930 円／日	493 円／日	986 円／日	1479 円／日
短期集中リハビリテーション実施 加算	2650 円／日	265 円／日	530 円／日	795 円／日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2465 円／日	247 円／日	493 円／日	740 円／日
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1541 円／月	155 円／月	309 円／月	463 円／月
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1232 円／月	124 円／月	247 円／月	370 円／月
栄養マネジメント強化加算	113 円／日	12 円／日	23 円／日	34 円／日
若年性認知症入所者受入加算	1232 円／日	124 円／日	247 円／日	370 円／日
経口維持加算（Ⅰ）	4108 円／月	411 円／月	822 円／月	1233 円／月
経口移行加算	288 円／日	29 円／日	58 円／日	87 円／日
療養食加算	62 円／回	7 円／回	13 円／回	19 円／回
排せつ支援加算（Ⅰ）	103 円／月	11 円／月	21 円／月	31 円／月
排せつ支援加算（Ⅱ）	154 円／月	16 円／月	31 円／月	47 円／月
排せつ支援加算（Ⅲ）	205 円／月	21 円／月	41 円／月	62 円／月
夜勤職員配置加算	246 円／日	25 円／日	50 円／日	74 円／日
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	924 円／月	93 円／月	185 円／月	278 円／月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1130 円／月	113 円／月	226 円／月	339 円／月
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅰ）	544 円／月	55 円／月	109 円／月	164 円／月
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅱ）	339 円／月	34 円／月	68 円／月	102 円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	226 円／日	23 円／日	46 円／日	68 円／日
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	1438 円／回	144 円／回	288 円／回	432 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	719 円／回	72 円／回	144 円／回	216 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	2465 円／回	247 円／回	493 円／回	740 円／回
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	1027 円／回	103 円／回	206 円／回	309 円／回
ターミナルケア加算（死亡日）	19513 円／日	1952 円／日	3903 円／日	5854 円／日
ターミナルケア加算 （死亡日以前 2 日又は 3 日）	9346 円／日	935 円／日	1870 円／日	2804 円／日
ターミナルケア加算 （死亡日以前 4 日以上 30 日以下）	1643 円／日	165 円／日	329 円／日	493 円／日
ターミナルケア加算 （死亡日以前 31 日以上 45 日以下）	739 円／日	74 円／日	148 円／日	222 円／日
再入所栄養連携加算	2054 円／回	206 円／回	411 円／回	617 円／回
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	1027 円／月	103 円／月	206 円／月	309 円／月
入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	4622 円／回	463 円／回	925 円／回	1387 円／回
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記サービス費、加算合計に 7.5%乗じた額が算定されます。			

初期加算（Ⅰ）

急性期医療を担う医療機関から一般病棟への入院後 30 日以内に退院された場合に限り算定します。

初期加算（Ⅱ）

入所日から 30 日間に限り算定されます。

自立支援促進加算

入所者の尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、支援計画に基づく必要な取り組みを行い、3 月に 1 回の医学的評価を用いて、質の高い情報の収集・分析を可能とした場合に算定できます。

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保を資する方策の為、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーを導入・活用しその効果が見込まれた場合、加算されます。

外泊時費用

月 6 日（但し、外泊初日及び最終日を除く）を限度で算定され、外泊算定日はユニット型介護保険施設サービス費及び各種加算は算定されません。

＊外泊時に施設職員及び在宅サービスを提供した際は②－2 の加算が算定されます。

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）

在宅復帰・在宅支援に関して高い機能を有する場合に算定されます。

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）

入所者の情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等ケアの質の向上の取組をした場合に算定されます。

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）

褥瘡発生予防の為、計画作成及び褥瘡管理を行った場合、1 月に 1 回算定されます。

褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）

褥瘡マネジメント加算算定し、褥瘡の発生が無ければ 1 月に 1 回算定されます。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

施設内で感染者が発生した場合、他の入所者への感染拡大を防止することが求められます。
医療機関との連携の上、施設内で療養を行った場合、算定されます。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）

医療機関から感染制御等に係る実地指導を受けた上で、感染者が発生した場合、上記加算と共に算定されます。

新興感染症等施設療養費

厚生労働大臣が定める感染症に入所者が感染し、施設内で療養を行った場合に算定されます。

（１月に１回５日限度）

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全に対して施設が投薬、検査、処置等を行った場合に算定されます。

短期集中リハビリテーション実施加算

入所日から３月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行なった場合に算定されます。

認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症で且つリハビリにより生活機能の改善が見込まれる方に対して、入所後３月以内に週３回のリハビリを実施した場合に加算されます。

認知症チームケア推進加算

認知症の行動・心理症状の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するために定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行い、チームケアを実践した場合に算定されます。

栄養マネジメント強化加算

充実した栄養ケア体制を整えた場合に算定されます。

若年性認知症入所者受け入れ加算

若年性認知症の方に対して介護保険施設サービスを行なった場合に算定されます。

経口維持加算（Ⅰ）

摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者について医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行う場合に６月を限度とし加算します。

経口移行加算

経管により食事を摂取している利用者毎に経口での食事摂取が可能となるよう計画を作成し、栄養管理と支援を行った場合に加算します。

療養食加算

医師の指示箋により療養食を提供した場合、1食につき加算します。

排せつ支援加算

排せつに介護を要する入所者等ごとに、入所時に評価を行うことと共に、3月に1回評価を行い、支援計画の見直しをします。排せつ支援にあたり当該情報を活用し、要介護状態の軽減が見込まれる場合、算定します。

夜勤職員配置加算

厚生労働大臣が定める夜勤を行なう職員の勤務条件を満たす配置を行なっている場合に加算されます。

口腔衛生管理加算

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月2回行った場合に加算します。

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

リハビリテーションのデータを厚労省に提出し、フィードバック受ける等の体制を整えている場合に算定されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

介護に従事している職員の内、勤続10年以上の介護福祉士の資格取得者が35%を超えている場合に加算します。

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ

6剤以上の内服薬がある方を対象とし、施設医師とかかりつけ医と連携を図った場合、退所時に算定されます。

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ

6剤以上の内服薬がある方を対象とし、施設において入所中に服用薬剤の評価及び調整を行い、療養上必要な指導を行った場合、退所時に算定されます。

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）

上記加算を算定し、服薬情報等を厚労省に提出し情報を活用している等体制を整えている場合、退所時に算定されます。

かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）

かかりつけ医と共同して、薬剤の減薬が行えた場合、退所時に算定されます。

ターミナルケア加算

看取りへの対応を充実する観点から、入所者又はその家族等の同意を経てターミナルケアを行った場合、算定されます。

再入所栄養連携加算

医療機関へ入院し、施設利用時と大きく食事内容が変更した際、施設及び医療機関の管理栄養士が連携を図り、栄養管理を行った場合に算定されます。

協力医療機関連携加算（Ⅰ）

相談・診療を行う体制を常時確保しており、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携をしている場合に算定されます。

入所前後訪問指導加算（Ⅰ）

退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している施設が、サービス提供を行った場合に加算します。

特定処遇改善加算（Ⅰ）

経験・技能のある介護福祉士を中心に処遇改善を実施している事業所は厚労省が掲げる基準区分に従い、所定の単位数が算定されます。

介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員処遇改善加算や、特定処遇改善加算に加え、介護職員等の更なる処遇改善を行った場合に算定されます。

③ 退所時指導等加算について

項 目	サービス利用料金	1 割負担	2 割負担	3 割負担
試行的退所時指導加算	4108 円／1 回	411 円／1 回	822 円／1 回	1233 円／1 回
退所時情報提供加算Ⅰ	5135 円／1 回	514 円／1 回	1027 円／1 回	1541 円／1 回
退所時情報提供加算Ⅱ	2568 円／1 回	257 円／1 回	514 円／1 回	771 円／1 回
入退所前連携加算（Ⅰ）	6162 円／1 回	617 円／1 回	1233 円／1 回	1849 円／1 回

試行的退所時指導加算

入所期間が1か月を超える利用者が退所し、居宅における療養を継続する場合、利用者の退所時に利用者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合に入所者一人につき1回を限度として算定します。

退所時情報提供加算（Ⅰ）

入所期間が1か月を超える利用者が退所し、居宅における療養を継続する場合、利用者の退所後の主治医に利用者の同意を得て、利用者の診療状況（生活歴含む）を示す文書を添えて、利用者の紹介を行った場合に1回に限り算定します。

退所時情報提供加算（Ⅱ）

入所期間が1か月を超える利用者が退所し、医療機関での療養を継続する場合、利用者の退所後の主治医に利用者の同意を得て、利用者の診療状況（生活歴含む）を示す文書を添えて、利用者の紹介を行った場合に1回に限り算定します。

入退所前連携加算（Ⅰ）

入所期間が1か月を超える利用者が退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合において、利用者が希望する居宅介護支援事業所に対し、利用者の同意を得て、利用者の診療状況を示す文書を添え、利用者の紹介を行った場合、1回に限り算定します。

*上記の介護保険サービス費以外に利用料が加算されます。

利用料の内訳は次項の「利用料金表」を御覧下さい。

6. 介護保険サービス費以外の利用料金表

項 目			金 額	備 考
部屋代	4 階 J・Kユニット * 居住費＋特別室料を頂きます	特別室料	居住費 2,066 円 (非課税) ＋ 特別室料 2,320 円 (消費税込) 合計 4,386 円／日	〈特別室〉 * 以下のものが特別室料に含まれます 特別仕様電動ベッド設置、 各療養室トイレ、洗面台付 パソコン使用可（館内無線LAN）、 コートハンガー、液晶テレビ、 最高級品質家具
	2 階・3 階 全ユニット 居住費	3 階全個室	2,066 円／日 (非課税)	* 居住費については、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
		2 階全個室	2,066 円／日 (非課税)	
食事代		朝食	300 円	* 食費は一日 1, 5 0 0 円となります。
		昼食	600 円	* ただし食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。
		夕食	600 円	
		行事食費	200 円	* 年 4 回程度、施設行事開催時の食事については、別途加算させていただきます。
日用品費		150 円／日		個人に係る日用品のうち施設で用意する物の使用を希望された方のみが対象です
教養娯楽費		50 円／日		クラブ活動の参加を希望された方の材料費用です。
テレビレンタル料		100 円／日		2・3 階で居室内にテレビを希望された方のみお支払い頂きます。
領収書再発行		110 円／一回（消費税込）		療養費請求書兼領収書の再発行手数料、領収年月日の確認及び「領収印」「再発行印」捺印の上、再発行します。
理髪料（立替分）		1,800 円他		外部業者委託
文書料		2,200 円／一回（消費税込）		医療機関に診療情報を提供した場合にかかります。
健康診断書料		3,300 円／一回（消費税込）		他施設等に申込まれる場合に必要です。
死亡診断書料		5,500 円／一回（消費税込）		
健康管理費		実費		インフルエンザ、肺炎球菌、予防接種等、

* 診断書作成における検査については、項目に応じて別途費用が発生致します。

■お支払い方法

* 毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までに
お支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

* お支払い方法は、口座振替又は銀行振込の 2 方法があります。入所契約時にお選び
ください。

■利用料金の変更

介護保険制度の改正等により利用料金の変更をさせていただく事があります。

7. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、
速やかに対応をお願いするようにしています。

・ 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人 啓信会 京都きづ川病院
- ・ 住所 〒611-0101 城陽市西六反 26-1
- ・ 電話番号 0774-54-1111

・ 協力医療機関

- ・ 名称 社会医療法人 岡本病院（財団）京都岡本記念病院
- ・ 住所 〒613-0034 京都府久世郡久御山町佐山西ノ口 58 番地
- ・ 電話番号 0774-48-5500

・ 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人社団 石鎚会 京都田辺中央病院
- ・ 住所 〒610 - 0334 京田辺市田辺中央 6-1-6
- ・ 電話番号 0774-63-1111

・ 協力医療機関

- ・ 名称 医療法人社団 医聖会 学研都市病院
- ・ 住所 〒619-0238 相楽郡精華町精華台 7 丁目 4-1
- ・ 電話番号 0774-98-2123

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用同意書」又は「緊急連絡網」にご記入いただいた連絡先
に連絡します。

8. 施設利用に当たっての留意事項

- 1) 面会・・・・・・・・・・ 1 F 受付カウンターにて面会簿に必ずご記入下さい。
(面会時間) 月曜日から金曜日 9:00～19:00
土曜日、日曜日(祝日) 9:00～17:00
- 2) 外出・外泊・・・・・・・・ 事前に1 F 事務所職員若しくはフロア職員にお申し出下さい。外出当日は所定の用紙をお渡し致しますのでお受け取り下さい。
*外出・外泊中に他医療機関を受診される場合も当施設医師の紹介状が必要になりますので必ず事前にご連絡下さい。
- 3) 洗濯・・・・・・・・・・ ご利用者様の洗濯は原則、家族様で行って頂きます。
- 4) 飲酒・喫煙・・・・・・・・ 施設内では原則禁止とさせて頂いております。
- 5) 食品の持ち込みについて・健康・栄養管理上原則禁止とさせて頂いております。
やむを得ず持ち込みを必要とされる場合は職員にご相談下さい。
- 6) 火気の取扱い・・・・・・・・ 基本的に禁止です。
- 7) 設備・備品の利用・・・・・・・・ 職員にお尋ね下さい。
- 8) 所持品・備品等の持ち込み・入所前に職員に御相談の上ご持参下さい。
- 9) 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・ 管理については自己責任でお願いします。
万一紛失された場合においても施設は責任を負いかねます。また、金銭・貴重品のお預かりについても、原則行えませんので、ご了承ください。

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、他利用者への迷惑行為、特定の政治活動」は禁止します。

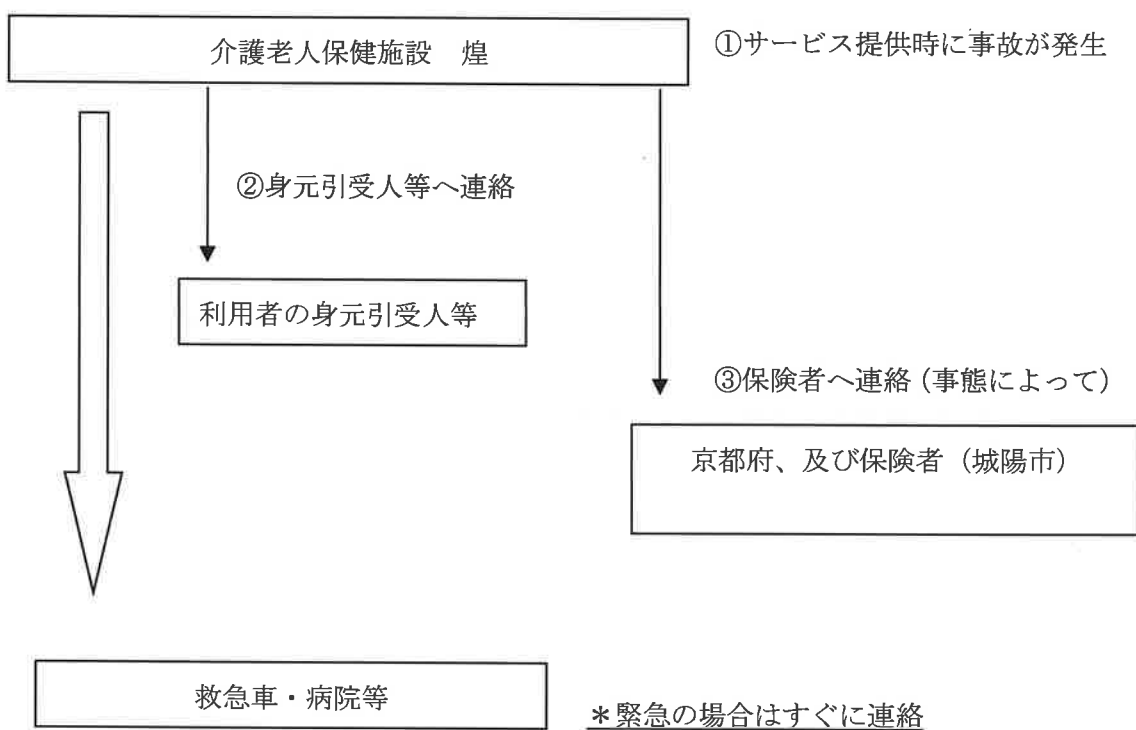
9. 非常災害対策

- ・ 防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、避難待機スペース
- ・ 防災訓練：年2回

10. 事故発生時の対応

入所利用者に対する介護保健施設サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに京都府、市町村、入所利用者の御家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、入所利用者に対する介護保健施設サービスの提供により当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



1 1. 苦情の受付について

□要望及び苦情等の相談について

(1) 要望や苦情などがございましたら下記の体制で受け付け致します。

- ① 当施設には相談支援を専門とする支援相談員をはじめ、医師、看護職員、介護職員、理学・作業療法士等様々な職種が勤務していますので、お気軽に御相談下さい。
- ② 文書で所定の場所に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

(2) 直接、以下の相談窓口へ申し出ていただくことも出来ます。

□当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 都留 常央（施設長） 大矢 真弓（事業統括）
- 苦情受付窓口（担当者） 増田 瑞甫（副施設長） 荻野 考央（センター長）
入所支援相談員、介護支援専門員、各部署主任
- TEL/FAX 0774-54-7211 / 0774-54-2115
- 受付時間 9:00～17:00（祝祭日を除く）

□その他苦情受付機関

京都経営者協会 提案(苦情)処理ネットワーク委員会	所在地 京都市下京区塩小路新町角 新京都センタービル6F 電話番号 075-361-0440 FAX 075-361-8974 受付時間 毎週月曜日～金曜日AM9:00～17:00 *土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く
市町村窓口 城陽市 介護保険担当窓口	所在地 京都府城陽市寺田東ノ口16・17 電話番号 0774-56-4037 FAX 0774-56-3999 受付時間 毎週月曜日～金曜日AM9:00～17:00 *土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く
京都府国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸内 電話番号 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 毎週月曜日～金曜日AM9:00～17:00 *土曜・日曜・祝日及び12/29～1/3を除く

(3) 即時対応が出来ない事項につきましてはご利用者、身元引受人とのお話し合いの場を設け、検討していきます。

(4) 具体的対応をとり、ご利用者、身元引受人の皆様より了解を得られますよう努力いたします。

1 2. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。

